

令和4年度第1回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 令和4年8月9日（火）
午前9時30分～

場 所 大阪府中央区大手前3丁目1番43号
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

令和4年度第1回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
472	産業廃棄物処理施設の敷地位置(能勢町)	1

議 第 4 7 2 号
建 審 第 1 4 6 4 号
令 和 4 年 6 月 2 2 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁
大阪府知事 吉村 洋文

産業廃棄物処理施設の敷地の位置(能勢町)について(付議)

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（能勢町）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	豊能郡能勢町下田 115 番 1 の一部、 115 番 2 から 115 番 6、115 番 10、 115 番 11 の一部、115 番 12、115 番 13、119 番 29 の一部、430 番の 一部、431 番の一部及び 433 番の一 部	4,832.50 m ²

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法第 51 条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の増築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可するものである。